

チェック項目		根拠規定等	はい	いいえ
社員等関係				
あなたが、監査業務を実施する登録有限責任監査法人与以下の関係がありますか？	令23①1 令23①4 →規70①1・3			
あなた又はあなたの配偶者が、社員である。	令23①1			
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、社員であった。	令23①4 →規70①1 →法24①3 →令7①1			
あなた又はあなたの配偶者が、当該登録有限責任監査法人の関係会社等(令第7条第2項第1号・第2号)の役員又はこれに準ずるもの(※1)である。	令23①4 →規70①1 →法24①3 →令7①8 →令7② →規3・4			
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、当該登録有限責任監査法人の関係会社等の役員又はこれに準ずるもの(※1)であった。	令23①4 →規70①3 →令7①1			
あなた又はあなたの配偶者が、監査関係期間内に、当該登録有限責任監査法人の関係会社等の役員又はこれに準ずるもの(※1)であった。				
あなたの二親等以内の親族(※2)が、社員である。	令23①4 →規70①3 →令7①1			
あなたの二親等以内の親族(※2)が、過去1年以内に、社員であった。				
あなたの二親等以内の親族(※2)が、監査関係期間内に、役員等(※1)であった。				
使用人関係				
あなたが、監査業務を実施する登録有限責任監査法人与以下の関係がありますか？	令23①4 →規70①1			
あなたが、使用人である。	令23①4 →規70①1 →法24①2			
あなたが、過去1年以内に、使用人であった。	令23①4 →規70①1 →法24①3 →令7①2			
あなたの配偶者が、使用人である。	令23①4 →規70①1 →法24①3 →令7①2			
あなたの配偶者が、過去1年以内に、使用人であった。	令23①4 →規70①1 →法24①3 →令7①9 →令7③			
あなたが、当該登録有限責任監査法人の親会社等又は子会社等(令第7条第3項)の使用人である。				
公務員関係				
あなたが、監査業務を実施する登録有限責任監査法人与以下の関係がありますか？	令23①4 →規70①1			
あなたが公務員(国家又は地方)である場合、在職している職と職務上密接な関係にある。	令23①4 →規70①1 →法24③			
あなたが公務員(国家又は地方)を退職後2年を経過していない場合、退職前2年間に在職していた職と職務上密接な関係にある。	令23①4 →規70①1 →法24①3 →令7①3			
あなたの配偶者が公務員(国家又は地方)である場合、在職している職と職務上密接な関係にある。				
あなたの配偶者が公務員(国家又は地方)を退職後2年を経過していない場合、退職前2年以内に在職していた職と職務上密接な関係にある。				

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
株主・出資者・債権者・債務者等			
<p>あなた又はあなたの配偶者が、登録有限責任監査法人の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。</p> <p>① 株主・出資者で、相続・遺贈により当該登録有限責任監査法人の株式・出資を取得後1年を経過しない場合</p> <p>② 債権者・債務者で、当該登録有限責任監査法人との間の法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合</p> <p>③ 債権者・債務者で、その有する債権・債務の金額が100万円未満である場合</p> <p>④ 債権者・債務者で、相続・遺贈により当該登録有限責任監査法人の債権・債務を取得後1年を経過しない場合</p> <p>⑤ 債権者・債務者で、内閣府令(規第2条)で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 (例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他公認会計士の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)</p>	<p>令23①4 →規70①1 →法24①3 →令7①4</p> <p>令7①4 →規2</p>		
経済的利益供与			
<p>あなた又はあなたの配偶者が、以下に記載する者から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けていますか？</p>	<p>令23①4 →規70①1 →法24①3 →令7①5・7</p>		
当該登録有限責任監査法人	<p>令23①4 →規70①1 →法24①3 →令7①5</p>		
当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)	<p>令23①4 →規70①1 →法24①3 →令7①7</p>		
過去1年以内に、当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)であった者			
監査関係期間内に、当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)であった者			
税理士業務等			
<p>あなた又はあなたの配偶者は、以下に記載する者から税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？</p>	<p>令23①4 →規70①1 →法24①3 →令7①6・7</p>		
当該登録有限責任監査法人	<p>令23①4 →規70①1 →法24①3 →令7①6</p>		
当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)	<p>令23①4 →規70①1 →法24①3 →令7①7</p>		
過去1年以内に、当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)であった者			
監査関係期間内に、当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)であった者			

法 : 公認会計士法

令 : 公認会計士法施行令

規 : 公認会計士法施行規則

※1 監査法人の場合、役員又はこれに準ずるものは、社員(特定社員を含む。)又はこれに準ずるものに相当する。

※2 本人の父母・子・子の配偶者・祖父母・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・孫・孫の配偶者及び配偶者並びに配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹をいう。

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
社員関係			
監査法人が実施した監査業務に社員として関与した者が、当該財務書類に係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間に、登録有限責任監査法人又はその連結会社等の役員又はこれに準ずるもの(※)に就いていますか？	令23①4 →規70②1 →法34の11①3		
債権者・債務者			
監査法人は、監査業務を実施する登録有限責任監査法人の債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。	令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①1		
① 当該登録有限責任監査法人との間の法第2条第1項又は第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務である場合	令15①1 →規2		
② 内閣府令(規第2条)で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 (例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他監査法人の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)			
経済的利益供与			
監査法人は、以下に記載する者から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益を受けていますか？	令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①2・3		
当該登録有限責任監査法人	令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①2		
当該登録有限責任監査法人の役員、これに準ずるもの(※)又は財務に関する事務の責任ある担当者(以下「役員等」という。)	令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①3		
過去1年以内に、当該登録有限責任監査法人の役員等(※)であった者			
監査業務をしようとする財務書類の会計期間の開始日からその終了後3月を経過する日までの期間内に、当該登録有限責任監査法人の役員等(※)であった者			
その他			
令第15条第4号から第6号までに該当する場合を除き、監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、登録有限責任監査法人と令第15条第6号イ(公務員関係)又はロ(役員等、使用人、株主・出資者・債権者・債務者、経済的利益供与、税理士業務、役員経由の経済的利益供与、関係会社等の役員これに準ずるもの(※))のいずれかの関係を有していますか？	令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①7		

法 : 公認会計士法

令 : 公認会計士法施行令

規 : 公認会計士法施行規則

※ 監査法人の場合、役員又はこれに準ずるものは、社員(特定社員を含む。)又はこれに準ずるものに相当する。

監査人の独立性チェックリスト<監査法人監査>

<監査法人・社員用>

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
社員関係			
あなたは、所属する監査法人が監査業務を実施する登録有限責任監査法人と以下の関係がありますか？	令23①2～4		
あなたの配偶者が、社員である。	令23①2		
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、社員であった。	令23①3		
あなたは、当該登録有限責任監査法人の親会社等又は子会社等(令第7条第3項)の役員、これに準ずるもの(※1)又は財務に関する事務の責任ある担当者(以下「役員等」という。)である。	令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①4の2 →令7③		
あなたは、あなたが監査業務に関与する(※2)登録有限責任監査法人と以下の関係がありますか？	令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①6ロ		
あなた又はあなたの配偶者が、監査業務をしようとする財務書類の会計期間の開始日からその終了後3月を経過する日までの期間(以下「監査関係期間」という。)内に役員等(※1)であった。	令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①6ロ →令7①1		
あなた又はあなたの配偶者が、関係会社等(令第7条第2項第1号・第2号)の役員又はこれに準ずるもの(※1)である。	令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①6ロ		
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、関係会社等の役員又はこれに準ずるもの(※1)であった。	→令7①8		
あなた又はあなたの配偶者が、監査関係期間内に、関係会社等の役員又はこれに準ずるもの(※1)であった。	→令7② →規3・4		
あなたは、あなたが監査業務を執行する登録有限責任監査法人と以下の関係がありますか？	令23①4 →規70②2		
あなた又はあなたの配偶者が、監査関係期間内に役員等(※1)であった。	令23①4 →規70②2 →法24①3 →令7①1		
あなた又はあなたの配偶者が、関係会社等(令第7条第2項第1号・第2号)の役員又はこれに準ずるもの(※1)である。	令23①4 →規70②2		
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、関係会社等の役員又はこれに準ずるもの(※1)であった。	→法24①3 →令7①8		
あなた又はあなたの配偶者が、監査関係期間内に、関係会社等の役員又はこれに準ずるもの(※1)であった。	→令7② →規3・4		
あなたは、あなたが監査業務を執行する登録有限責任監査法人と以下の関係がありますか？	令23①4 →規70②4		
あなたの二親等以内の親族(※3)が、社員である。	令23①4		
あなたの二親等以内の親族(※3)が、過去1年以内に、社員であった。	→規70②4		
あなたの二親等以内の親族(※3)が、監査関係期間内に、役員等(※1)であった。	→令7①1		

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
使用人関係			
あなたは、所属する監査法人が監査業務を実施する登録有限責任監査法人等と以下の関係がありますか？	令23①4 →規70②1 →法34の11①4		
使用人である。	令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①4		
当該登録有限責任監査法人の親会社等又は子会社等(令第7条第3項)の使用人である。	令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①4の2 →令7③		
あなたは、あなたが監査業務を執行する登録有限責任監査法人と以下の関係がありますか？	令23①4 →規70②2 →法24①3		
あなた又はあなたの配偶者が、当該登録有限責任監査法人の親会社等又は子会社等(令第7条第3項)の使用人である。	令23①4 →規70②2 →法24①3 →令7①9 →令7③		
あなたは、あなたが監査業務に関与する(※2)登録有限責任監査法人と以下の関係がありますか？	令23①4 →規70②1 →法34の11①4		
あなた又はあなたの配偶者が、使用人である。	令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①6イ		
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、使用人であった。	→法24①2 →令15①6ロ →令7①2		
あなたは、あなたが監査業務を執行する登録有限責任監査法人と以下の関係がありますか？	令23①4 →規70②2		
あなた又はあなたの配偶者が、使用人である。	令23①4 →規70②2 →法24①2		
あなた又はあなたの配偶者が、過去1年以内に、使用人であった。	→法24①3 →令7①2		
公務員関係			
あなたは、あなたが監査業務に関与する(※2)登録有限責任監査法人と以下の関係がありますか？	令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①6		
あなた又はあなたの配偶者が公務員(国家又は地方)である場合、在職している職と職務上密接な関係にある。	令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①6イ		
あなた又はあなたの配偶者が公務員(国家又は地方)であった場合で、退職後2年を経過していない場合、退職前2年間に在職していた職と職務上密接な関係にある。	→法24③ →令15①6ロ →令7①3		

監査人の独立性チェックリスト<監査法人監査>

<監査法人・社員用>

チェック項目		根拠規定等	はい	いいえ
あなたは、あなたが監査業務を執行する登録有限責任監査法人と以下の関係がありますか？		令23①4 →規70②2		
あなた又はあなたの配偶者が公務員(国家又は地方)である場合、在職している職と職務上密接な関係にある。		令23①4 →規70②2 →法24③		
あなた又はあなたの配偶者が公務員(国家又は地方)であった場合で、退職後2年を経過していない場合、退職前2年間に在職していた職と職務上密接な関係にある。		→法24①3 →令7①3		
株主・出資者・債権者・債務者等				
あなた又はあなたの配偶者が、あなたが関与する(※2)登録有限責任監査法人の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。		令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①6ロ		
① 株主・出資者で、相続・遺贈により当該登録有限責任監査法人の株式・出資を取得後1年を経過しない場合		令7①4 →規2		
② 債権者・債務者で、当該登録有限責任監査法人との法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合				
③ 債権者・債務者で、その有する債権・債務の金額が100万円未満である場合				
④ 債権者・債務者で、相続・遺贈により当該登録有限責任監査法人の債権・債務を取得後1年を経過しない場合				
⑤ 債権者・債務者で、内閣府令(規第2条)で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 (例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他監査法人の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)				
あなた又はあなたの配偶者が、あなたが監査業務を執行する登録有限責任監査法人の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。		令23①4 →規70②2 →法24①3 →令7①4		
① 株主・出資者で、相続・遺贈により当該登録有限責任監査法人の株式・出資を取得後1年を経過しない場合		令7①4 →規2		
② 債権者・債務者で、当該登録有限責任監査法人との法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合				
③ 債権者・債務者で、その有する債権・債務の金額が100万円未満である場合				
④ 債権者・債務者で、相続・遺贈により当該登録有限責任監査法人の債権・債務を取得後1年を経過しない場合				
⑤ 債権者・債務者で、内閣府令(規第2条)で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 (例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他監査法人の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)				

チェック項目		根拠規定等	はい	いいえ
経済的利益供与				
<p>あなた又はあなたの配偶者が、以下に記載する、あなたが関与する(※2)登録有限責任監査法人等から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けていますか？</p>		令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①6ロ		
当該登録有限責任監査法人		令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①6ロ →令7①5		
当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)		令23①4 →規70②1		
過去1年以内に、当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)であった者		→法34の11①4 →令15①6ロ		
監査関係期間内に、当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)であった者		→令7①7		
<p>あなた又はあなたの配偶者が、以下に記載する、あなたが監査業務を執行する登録有限責任監査法人等から、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けていますか？</p>		令23①4 →規70②2 →法24①3 →令7①5・7		
当該登録有限責任監査法人		令23①4 →規70②2 →法24①3 →令7①5		
当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)		令23①4 →規70②2		
過去1年以内に、当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)であった者		→法24①3 →令7①7		
監査関係期間内に、当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)であった者				
税理士業務等				
<p>あなたは、所属する監査法人が監査業務を実施する登録有限責任監査法人から、税理士業務により継続的な報酬を受けていますか？</p>		令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①5		
<p>あなた又はあなたの配偶者が、以下のあなたが関与する(※2)登録有限責任監査法人等から、税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？</p>		令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①6ロ →令7①6・7		
当該登録有限責任監査法人		令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①6ロ →令7①6		
当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)		令23①4 →規70②1		
過去1年以内に、当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)であった者		→法34の11①4 →令15①6ロ		
監査関係期間内に、当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)であった者		→令7①7		

監査人の独立性チェックリスト<監査法人監査>

<監査法人・社員用>

チェック項目		根拠規定等	はい	いいえ
あなた又はあなたの配偶者が、以下のあなたが監査業務を執行する登録有限責任監査法人等から、税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？		令23①4 →規70②2 →法24①3		
当該登録有限責任監査法人		令23①4 →規70②2 →法24①3 →令7①6		
当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)		令23①4 →規70②2 →法24①3 →令7①7		
過去1年以内に、当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)であった者				
監査関係期間内に、当該登録有限責任監査法人の役員等(※1)であった者				
その他				
令第15条第4号から第6号までに該当する場合を除き、あなた又はあなたの配偶者は、登録有限責任監査法人と令第15条第6号イ(公務員関係)又はロ(役員等、使用人、株主・出資者・債権者・債務者、経済的利益供与、税理士業務、役員経由の経済的利益供与、関係会社等の役員これに準ずるもの(※1))のいずれかの関係を有していますか？		令23①4 →規70②1 →法34の11①4 →令15①7		

法 : 公認会計士法
 令 : 公認会計士法施行令
 規 : 公認会計士法施行規則

※1 監査法人の場合、役員又はこれに準ずるものは、社員(特定社員を含む。)又はこれに準ずるものに相当する。

※2 業務執行社員に加え、当該監査業務の執行に重要な影響を与える社員を含む。

※3 本人の父母・子・子の配偶者・祖父母・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・孫・孫の配偶者及び配偶者並びに配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹をいう。

監査人の独立性チェックリスト<監査法人監査>

<監査補助者用>

チェック項目		根拠規定等	はい	いいえ
役員等関係				
あなたは、監査業務に補助者として従事する登録有限責任監査法人と以下の関係がありますか？	令23①4 →規70①2,②3 →令7①1・8			
あなたは、社員である。	令23①4 →規70①2,②3			
あなたは、過去1年以内に、社員であった。	令23①4 →規70①2,②3 →令7①1			
あなたは、財務書類の会計期間の開始日からその終了後3月を経過する日までの期間(以下「監査関係期間」という。)内に、役員、これに準ずるもの(※)又は財務に関する事務の責任ある担当者であった。	令23①4 →規70①2,②3 →令7①1			
あなたは、当該登録有限責任監査法人の関係会社等(令第7条第2項第1号・第2号)の役員又はこれに準ずるもの(※)である。	令23①4 →規70①2,②3 →令7①8 →令7② →規3・4			
あなたは、過去1年以内に、当該登録有限責任監査法人の関係会社等の役員又はこれに準ずるもの(※)であった。				
あなたは、監査関係期間内に、当該登録有限責任監査法人の関係会社等の役員又はこれに準ずるもの(※)であった。				
使用人関係				
あなたは、監査業務に補助者として従事する登録有限責任監査法人等と以下の関係がありますか？	令23①4 →規70①2,②3 →法24①2 →令7①9			
あなたは、使用人である。	令23①4 →規70①2,②3 →法24①2			
あなたは、過去1年以内に、使用人であった。	令23①4 →規70①2,②3 →令7①9 →令7③			
あなたは、当該登録有限責任監査法人の親会社等・子会社等(令第7条第3項)の使用人である。				
公務員関係				
あなたは、監査業務に補助者として従事する登録有限責任監査法人と以下の関係がありますか？	令23①4 →規70①2,②3 →法24③			
あなたが公務員(国家又は地方)である場合、在職している職と職務上密接な関係にある。	令23①4 →規70①2,②3 →法24③			
あなたが公務員(国家又は地方)を退職後2年を経過していない場合、退職前2年間に在職していた職と職務上密接な関係にある。				

監査人の独立性チェックリスト<監査法人監査>

<監査補助者用>

チェック項目		根拠規定等	はい	いいえ
株主・出資者・債権者・債務者等				
あなたは、登録有限責任監査法人の株主・出資者・債権者・債務者に該当しますか？ただし、以下の場合を除く。		令23①4 →規70①2,②3 →令7①4		
① 株主・出資者で、相続・遺贈により当該登録有限責任監査法人の株式・出資を取得後1年を経過しない場合 ② 債権者・債務者で、当該登録有限責任監査法人との間の法第2条第1項・第2項の業務に関する契約に基づく債権・債務を有する場合 ③ 債権者・債務者で、その有する債権・債務の金額が100万円未満である場合 ④ 債権者・債務者で、相続・遺贈により当該登録有限責任監査法人の債権・債務を取得後1年を経過しない場合 ⑤ 債権者・債務者で、内閣府令(規第2条)で定める特別の事情を有する債権・債務である場合 (例えば、預金・投資信託・保険契約・監査受嘱前のオートローン・監査受嘱前の住宅担保付借入・電気ガス水道電話使用料・その他公認会計士又は監査法人の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供等)		令7①4 →規2		
経済的利益供与				
あなたは、監査業務に補助者として従事する登録有限責任監査法人から、無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益を受けていますか？		令23①4 →規70①2,②3 →令7①5		
税理士業務等				
あなたは、監査業務に補助者として従事する登録有限責任監査法人から税理士業務その他公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていますか？		令23①4 →規70①2,②3 →令7①6		

- 法 : 公認会計士法
- 令 : 公認会計士法施行令
- 規 : 公認会計士法施行規則

※ 監査法人の場合、役員又はこれに準ずるものは、社員(特定社員を含む。)又はこれに準ずるものに相当する。